

社会教育主事・社会教育士 に関する基本データ

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、**地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。**

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の管駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

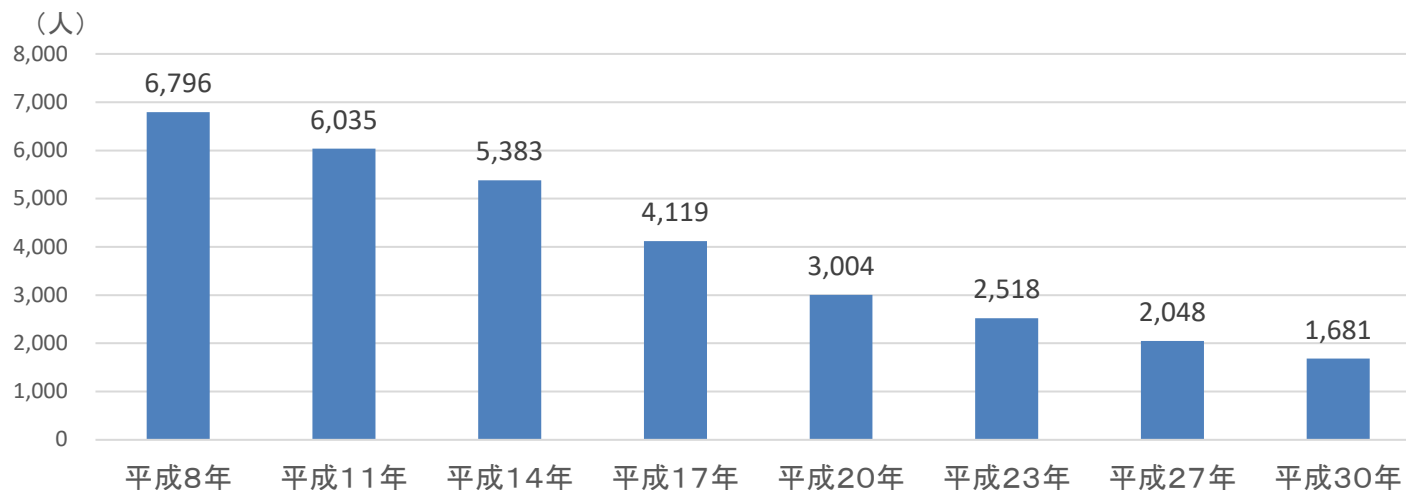
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

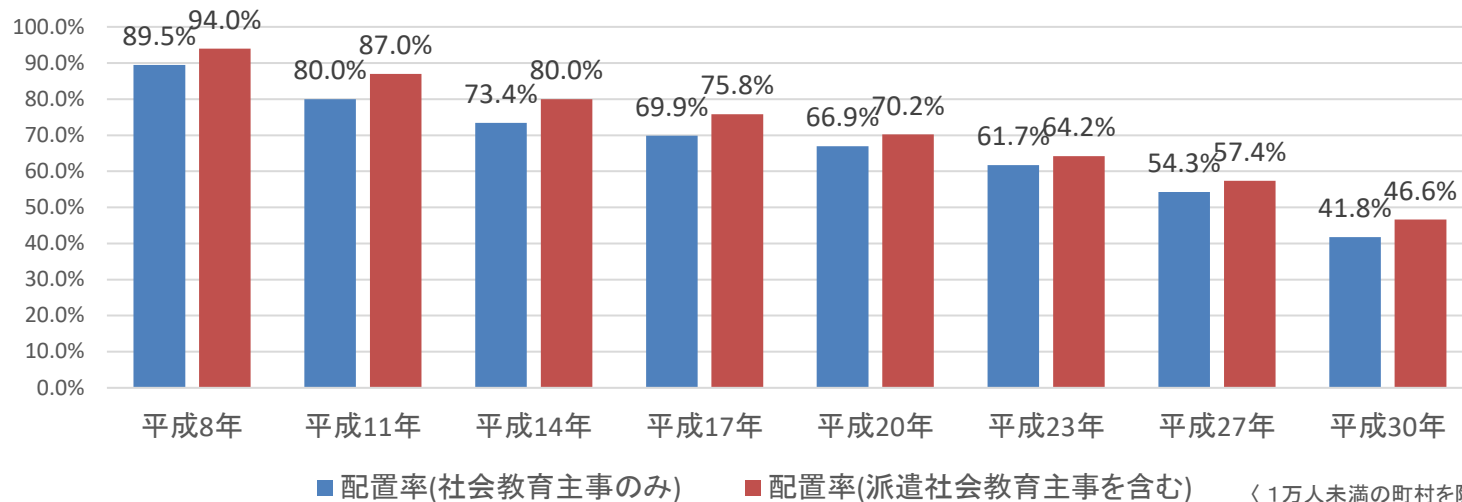
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典) 社会教育調査

▶ 29.8 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

ポイント

社会教育主事が、

- ▶ **多様な主体と連携・協働**し
- ▶ **学習者の多様な特性に応じて学習支援**を行い
- ▶ 学習者の**地域社会への参画意欲を喚起**して
- ▶ 学習成果を**地域課題解決・まちづくり等につなげていく**ことができる**実践的な能力を身に付ける**ことができるよう、カリキュラムを構築

特に、以下の能力が重要であり、その基礎の習得が図られるよう留意

- ▶ 人と人、組織と組織をつなぐ
「コーディネート能力」
- ▶ 人々の納得を引き出す
「プレゼンテーション能力」
- ▶ 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す
「ファシリテーション能力」

社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として、広く社会教育関係者に認識。
- **社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点から**は、社会教育活動に携わる上で**社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用**され、社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について (2020年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育士とは①

1. **教育の専門的職員**（社会教育主事）になるための 講習や養成課程の修了者に与えられる **「称号」**

※ 社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会に置くこととされている職
社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることが職務

2. 法令改正により、**令和2年度からスタート**

3. 令和2年度に、**706名の社会教育士が誕生**



社会教育士

色も形も違う人と人 組織と組織などを

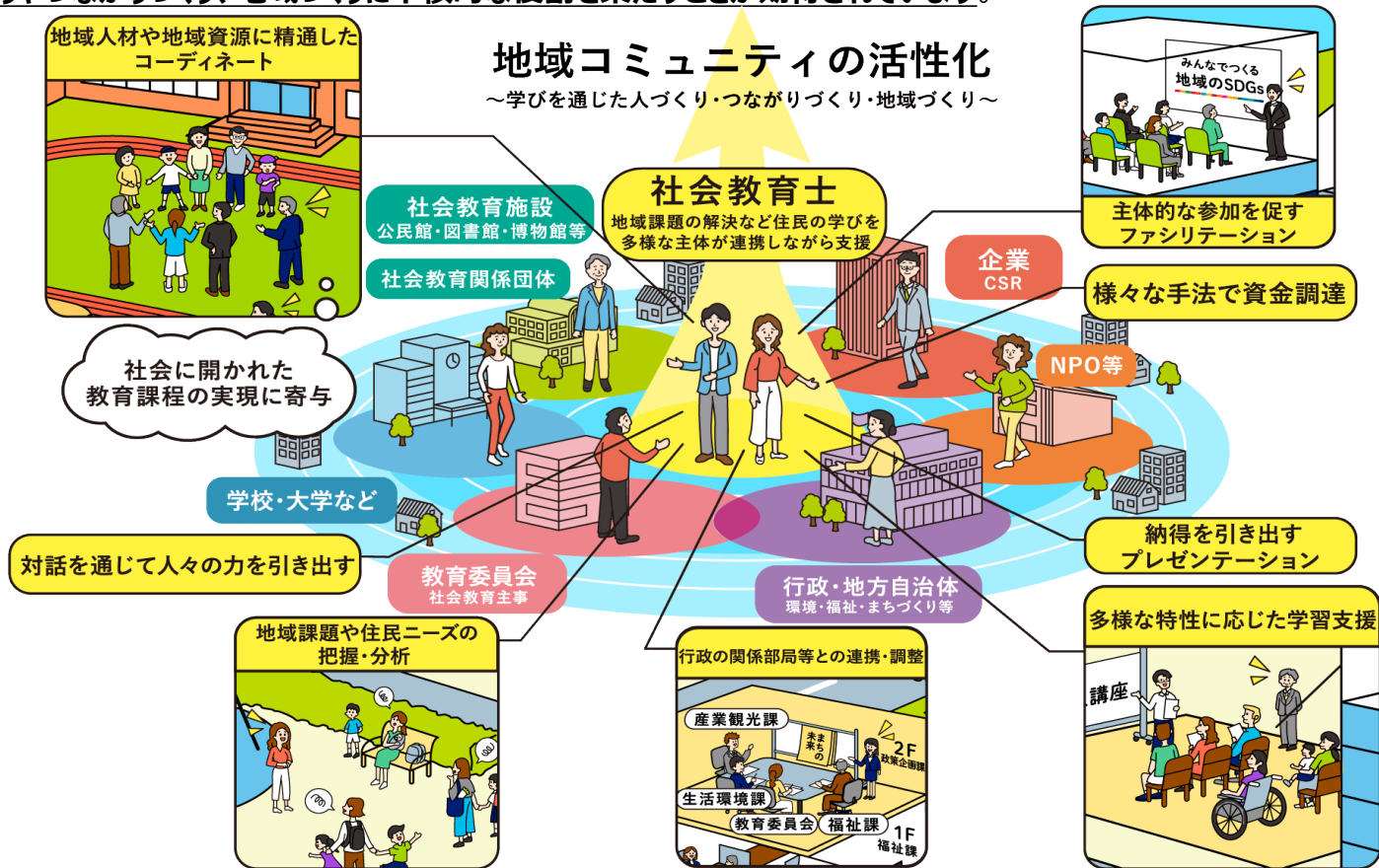
.....
形も色も多様なまま 学びを通じて つながりを作っていく
.....

この社会教育士のロゴは、社会教育士が支える学びの先にある、多様な人々が連携・協働する様子
を表しています。社会教育における学びは色も形も違う人と人、組織と組織などを、色も形も多様な
まま、つながりを作っていきます。そんな社会教育士の活動の成果とも呼べるつながりを象徴的に
表したロゴです。

「社会教育士」について②

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



様々な分野で期待が高まる社会教育士

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
令和3年1月26日中央教育審議会

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ～抜粋～

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- **教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うこと**や、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

- **まち・ひと・しごと創生基本方針2021** ～抜粋～ 令和3年6月18日閣議決定

地方創生を担う「ひとづくり」のための多様な主体の連携

- **社会教育士について、関係省庁と連携し、まちづくりや観光、福祉、SDGs など幅広い分野における活躍事例やその成果を具体的に示す効果的な情報提供を行う**とともに、受講機会の拡充及び交流する機会やネットワークを形成する場を設けることで、**行政や学校、NPO、民間企業等、様々な場面での活躍を促進する。**

令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

- **コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ**～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策 ～抜粋～

地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う**地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。**

- **障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ** (令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

(3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

③ 社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- 社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、**社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させる**などして、関連領域の担い手を育成することも重要である。